

第 編 間接国稅編

8 酒 稅

8 - 4 免 許 場 数

8 酒 税

8-4 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

区 分	12年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	13 年 度									
					6kl未満		6kl以上		10kl以上		60kl以上		100kl以上	
					内	場	内	場	内	場	内	場	未	満
清 酒	237	-	-	-	17	26	6	6	52	72	23	28		
合 成 清 酒	24	-	1	-	1	1	1	1	4	5	1	3		
し ょ う ち ゅ う { 甲 類	27	1	1	-	3	3	2	2	5	5	1	1		
み び { 乙 類	50	1	-	1	8	16	2	3	-	8	1	2		
果実酒類	25	-	-	-	2	5	1	2	-	4	1	1		
ウイスキー類	40	1	2	2	1	1	1	1	14	20	6	2		
スピリッツ類	43	6	2	1	9	15	-	-	-	3	-	1		
リキュール類	29	1	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-		
雑酒	13	1	1	-	3	3	-	1	-	1	-	-		
発泡酒	6	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
粉末酒	34	1	1	-	4	5	-	-	-	1	-	-		
その他の雑酒	26	1	1	-	-	4	-	-	-	-	1	1		
合 計	42	3	1	1	7	14	-	1	-	3	-	5		
発泡酒	17	3	2	-	3	9	-	1	-	3	-	-		
粉末酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
その他の雑酒	30	1	-	-	16	19	-	2	-	1	-	-		
合 計	644	20	13	5	75	124	13	20	75	127	34	44		
各酒類を通じたもの						52		10		93		31		

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成14年3月31日

- (注) 1 免許場数は、酒類の種類又は品目の異なるごとに1場として掲げた。
 2 「13年度末製造場数」欄には、1製造場で2種類(品目)以上の酒類の製造免許を受けている場合、13年度
 3 「13年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無を問わない。)の所在地において、その製造者
 4 内書 { 「13年度末免許場数」欄…3年以上引き続き酒類を製造しない製造場数及び3年以上引き続き酒類
 「13年度末製造者数」欄…試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造

(2) みなし製造場数

区 分	瓶詰のためのもの		販売の便 宜のため のもの	輸出のた めのもの	その他のもの		計	左のうち 実蔵置 場 数
	自己の製造 した酒類の 瓶 詰 場	共 同 の 瓶 詰 場			設置認可 を受け たもの	設置許可 を受けな いもの		
清 酒	3	1	1	17	15	-	37	22
合 成 清 酒	-	-	-	14	3	-	17	-
し ょ う ち ゅ う { 甲 類	-	-	-	17	4	-	21	-
み び { 乙 類	3	-	-	17	3	-	23	-
果実酒類	1	1	-	14	3	-	19	1
ウイスキー類	-	-	2	16	-	-	18	12
スピリッツ類	1	-	1	14	3	-	19	1
リキュール類	-	-	1	15	4	-	20	2
雑酒	-	-	1	15	5	-	21	-
合 計	1	-	2	15	4	-	22	4
うち実蔵置場数	-	-	-	14	2	-	16	-
合 計	9	2	8	168	46	-	233	42
うち実蔵置場数	3	1	4	18	16	-	42	-

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場

調査時点：平成14年3月31日

末 免 許 場 数						休 造	合 計	合計欄 のうち 試験の ための 免許場 数	13年度 末製造 場 数	13 年度末 製造者数			
200 kℓ 以 上 500 kℓ 未 満	500 kℓ 以 上 1,000 kℓ 未 満	1,000 kℓ 以 上 2,000 kℓ 未 満	2,000 kℓ 以 上 5,000 kℓ 未 満	5,000 kℓ 以 上 10,000 kℓ 未 満	10,000 kℓ 以 上								
場	場	場	場	場	場	内	場	内	場	場	内	者	
33	6	4	2	1	-	24	36	96	237	7	226	7	228
1	1	1	1	1	-	3	7	9	23	-	1	-	21
4	3	1	2	1	1	1	3	10	27	1	8	1	24
2	-	-	-	-	-	12	18	20	50	5	3	2	46
3	1	1	2	-	-	2	5	5	25	2	10	2	22
2	-	1	-	-	-	3	-	1	37	1	33	-	32
1	-	-	-	-	-	20	26	29	46	8	10	5	38
1	1	-	-	-	-	21	25	22	29	3	1	2	25
-	-	-	1	1	-	4	6	7	13	1	-	-	7
1	-	-	-	-	-	3	4	3	6	2	-	1	3
-	1	1	2	-	-	18	24	21	34	3	-	1	27
1	3	-	-	2	2	10	12	10	26	1	3	1	23
1	1	1	-	1	4	10	12	17	43	6	13	4	35
-	-	-	-	-	3	2	2	5	18	3	4	1	12
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	8	9	23	31	7	18	17	27
50	17	10	10	7	13	138	190	288	646	50	331	44	571
37	7	9	5	3	9	42	331	18			22	306	

内における製造数量が最も多い種類（品目）の欄にのみ、1場として掲げた。

が免許を受けている酒類の種類（品目）ごとに1人として掲げた。

の製造数量が酒税法第7条第2項に規定する数量に達しない製造場数（同条第3項の規定の適用を受ける製造場数を除く。）の合計を掲げた。

場を有する非営業製造者数

(3) 連続式蒸留機の設備状況

製造場数	基 数
18 場	20 基

調査対象：「8-4(1)酒類の製造免許場数」のうち、
連続式蒸留機の設備を有する製造場

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：連続式蒸留機とは、連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フェーゼル油、アルデヒド等の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。

(4) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	200 場	78 場
も ろ み	31	12

調査対象：酒税法第8条（酒母等の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成14年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの ②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの ③これらに「こうじ」を混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

(5) 酒類用自動販売機の設置場数及び台数

設置場数	設 置 台 数				計
	清 酒 用	ビ ー ル 用	ウイスキー用	そ の 他 用	
内1 4,624 場	外 1,870	外 247	外 581	外 3,202	外 5,900
内 1 2,871 台	内 2 5,296 台	15 台	433 台	内 3 8,615 台	

調査時点：平成14年3月31日

(注) 1 内書は、自動販売機による酒類小売業免許を受けているもの

2 外書は、併用機で酒類が従たるもの

8 酒 税

(6) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数				販売場数のうち1年以上引き続き休止している販売場数	
		卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの		計		
			卸売割合が50%以上又は卸売数量が270kℓ(ビール卸売業にあつては120kℓ)以上のもの	その他			
販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されているもの	者	場	場	場	場	内	場
全酒類	243	52	182	253	487	8	14
ビール	8	6	2	2	10	-	-
洋輸入酒類	43	34	26	43	103	4	7
自製清酒・みりん	6	15	13	1	29	-	-
合成清酒・しょうちゅう	-	1	5	-	6	-	-
ビール	1	7	10	1	18	1	1
洋酒	-	4	8	-	12	-	-
計	7	27	36	2	65	1	1
その他の酒類	9	9	1	5	15	1	1
合計	364	172	277	333	782	28	40
のうち							
小売業者の共同購入機関	12	13	-	-	13	-	-
卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
製造業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの							
全酒類	12,378	-	-	-	15,441	212	383
一般のもの	53	-	-	-	434	4	4
特殊のもの	-	-	-	-	2	-	-
期限付	12,431	-	-	-	15,877	216	387
計	29	-	-	-	78	2	2
その他の酒類	295	-	-	-	492	24	31
一般のもの	13	-	-	-	43	-	-
特殊のもの	151	-	-	-	472	3	4
期限付	2,355	-	-	-	2,435	3	3
みりんだけのもの	2,843	-	-	-	3,520	32	40
薬用酒だけのもの	-	-	-	-	-	-	-
計	15,274	-	-	-	19,397	248	427
合計							
媒 介 業	17	-	-	-	25	4	4
代 理 業	-	-	-	-	-	-	-

調査対象：酒税法第9条（酒類の販売業免許）の規定により免許を受けた販売業者
 調査時点：平成14年3月31日

(注) 内書は、2年以上引き続き休止している販売場数を示す。

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介（取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいう。）する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(7) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数						酒 類 製造場数	酒 類 販売場数	
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		ビ ー ル	そ の 他			計
			甲 類	乙 類					
	場	場	場	場	場	場	場	場	
9	245	24	27	47	41	250	634	338	18,763
10	243	24	27	47	43	259	643	339	19,078
11	241	24	27	49	40	263	644	337	19,322
12	237	24	27	50	40	266	644	333	19,279
13	237	23	27	50	37	284	646	331	20,179

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」の「13年度末免許場数」の「合計」及び「13年度末製造場数」並びに「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の「販売場数」の「計」を累年比較したものである。

(8) 税務署別免許場数 (その1)

税務署名	製 造 免 許 場 数						
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒
	場	場	場	場	場	場	場
岐阜 北	4	-	-	-	-	-	4
岐阜 南	9	1	1	2	1	-	3
大垣	12	1	1	2	1	-	3
高松	13	-	-	6	-	2	-
多治見	8	1	1	-	-	1	1
中津川	13	3	3	2	1	-	3
岐阜県計	9	2	2	-	-	1	3
	68	8	8	12	3	4	17
静岡 岡	4	-	-	-	-	1	-
清水	5	1	1	-	1	-	1
浜松 西	2	-	-	-	-	1	-
浜松 東	2	-	-	2	-	2	-
沼津	4	-	-	1	-	3	1
熱海	-	-	-	-	-	2	-
三島	2	1	1	2	1	2	2
富田	2	-	-	1	-	-	-
磐田	4	-	-	4	-	1	1
磐田	2	1	1	1	-	-	1
掛川	6	-	-	-	-	-	-
藤枝	8	1	1	2	1	2	1
下田	-	-	-	-	-	-	1
静岡県計	41	4	4	13	3	14	8
千種	-	-	-	-	-	3	-
名古屋 東	-	-	-	-	-	-	-
名古屋 北	4	-	-	-	-	1	-
名古屋 西	4	1	1	3	1	1	3
名古屋 中村	-	-	-	-	-	-	-
名古屋 中	-	-	-	-	-	-	1
昭和三	-	-	-	-	-	-	-
熱田	4	-	-	-	-	-	-
名古屋市中川	3	-	-	-	3	-	-
名古屋市区計	15	1	1	3	4	5	4
豊橋	5	2	2	3	1	-	2
岡崎	3	-	1	1	-	-	1
一宮	5	1	2	2	2	1	1
尾張瀬戸	1	1	1	-	-	-	1
半田	11	2	2	1	-	2	2
津島	10	-	-	3	2	-	1
刈谷	6	2	2	4	7	1	1
豊田	4	-	-	1	1	-	-
西尾	1	-	-	-	1	-	1
小牧	5	-	-	-	-	2	1
新城	3	-	-	-	-	-	-
愛知県計	54	8	10	15	14	6	11
(除名古屋市区計)							
津	11	-	-	-	-	2	1
四日市	17	1	2	1	1	-	2
伊勢	2	1	1	1	-	1	2
松阪	7	-	-	-	-	-	-
桑名	2	-	-	-	-	2	-
上野	17	-	1	4	-	2	1
鈴鹿	3	-	-	1	-	1	-
尾鷲	-	-	-	-	-	-	-
三重県計	59	2	4	7	1	8	6
総計	237	23	27	50	25	37	46

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」及び「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

8 酒 税

(8) 税務署別免許場数 (その2)

税務署名	製 造 免 許 場 数									
	甘 果 味 酒	ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原料用 アルコール	リキ ュ ー ル 類	発 泡 酒	粉 末 酒	そ の 他 の 雑 酒	
岐 阜 北	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
岐 阜 南	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 垣	2	-	-	1	1	1	-	-	-	-
高 山	2	1	-	1	1	2	1	-	-	-
多 治 見	-	1	-	1	-	1	-	-	-	6
中 津 川	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
岐 阜 県 計	2	-	-	3	3	2	-	-	-	1
岐 阜 県 計	2	-	-	2	2	1	-	-	-	1
岐 阜 県 計	11	2	-	9	8	7	1	-	-	8
静 岡 岡 水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 岡 松 西	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-
静 岡 松 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜 松 津	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
沼 津 海	-	1	1	1	-	3	2	-	-	1
熱 海 島	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
三 島 田	1	1	1	1	1	1	1	-	-	1
富 田 土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
磐 田 田	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
掛 川 田	1	-	-	1	1	1	-	-	-	2
藤 枝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下 枝	1	1	1	3	1	2	2	-	-	2
静 岡 県 計	1	1	1	3	1	2	2	-	-	1
静 岡 県 計	4	4	3	8	4	11	7	-	-	8
千 種	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
名 古 屋 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 北	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
名 古 屋 西	3	1	-	1	1	4	1	-	-	2
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 中	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
昭 和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱 田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 市 計	4	1	-	1	1	5	4	-	-	2
豊 岡 橋	2	-	-	2	1	2	-	-	-	3
岡 崎	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
一 宮	1	-	-	2	2	-	-	-	-	-
尾 張 瀬 戸	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
半 田	-	1	1	3	3	2	1	-	-	3
津 島	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
刈 谷	-	1	-	2	2	3	-	-	-	1
刈 谷	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1
豊 田	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
西 尾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
小 牧	1	1	1	1	-	3	1	1	-	-
新 城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛 知 県 計	6	4	2	12	10	14	2	1	-	10
(除名古屋市計)										
津 市	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1
四 日 市	2	2	-	2	2	2	-	-	-	1
伊 勢	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-
松 阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
桑 名	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
上 野	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-
鈴 鹿	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
尾 鷲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
三 重 県 計	4	2	1	4	3	6	4	-	-	3
総 計	29	13	6	34	26	43	18	1	-	31

用語の説明： 1 (A) は、卸売に限る旨の条件が付されているもの
 2 (B1) は、販売方法に条件が付されていないもので、卸売割合が 50%以上又は卸売数量が 270 kℓ
 3 (B2) は、販売方法に条件が付されていないもので、(B1) 以外のもの

合 計	製造場数	販 売 業 免 許						税務署名
		卸 売 業 等				小 売 業		
		販売業者数	販 売 場 数			販売業者数	販売場数	
			(A)	(B ₁)	(B ₂)			
場	場	者	場	場	場	者	場	
10	8	3	3	6	12	478	562	岐 阜 北
22	10	9	2	9	11	301	428	岐 阜 南
28	15	5	2	4	9	615	695	大 垣
30	21	20	3	6	13	355	396	高 山
15	10	4	2	4	7	293	396	多 治 見
36	15	7	5	5	4	412	492	高 治 関
25	11	3	-	3	6	211	243	中 津 川
166	90	51	17	37	62	2,665	3,212	岐 阜 県 計
5	5	24	6	20	20	348	499	静 岡
14	5	2	-	4	3	336	410	清 水
3	3	6	4	6	14	446	548	浜 松 西
8	3	1	2	6	4	242	336	浜 松 東
18	12	8	9	10	3	484	578	沼 津
3	2	13	1	6	8	151	195	熱 海
19	5	4	4	5	10	288	331	三 島
6	4	4	2	1	2	281	339	島 田
11	5	6	-	8	15	358	506	富 磐 田
12	4	4	-	6	3	309	397	磐 田
6	6	1	-	2	4	237	305	掛 川
29	12	5	2	5	-	266	371	藤 枝 田
2	2	12	-	2	10	185	204	下 田
136	68	90	30	81	96	3,931	5,019	静 岡 県 計
5	3	7	9	5	4	211	301	千 種
-	-	13	6	3	10	101	113	名 古 屋 東
6	5	5	3	5	4	231	327	名 古 屋 北
27	6	8	6	9	11	274	334	名 古 屋 西
-	-	5	5	22	10	225	300	名 古 屋 中 村
3	1	20	13	36	13	175	206	名 古 屋 中
-	-	11	4	1	11	443	540	昭 和
4	4	4	10	4	6	386	523	熱 田
6	4	4	9	7	6	243	308	中 川
51	23	77	65	92	75	2,289	2,952	名 古 屋 市 計
25	8	30	5	8	20	718	918	豊 橋
10	6	3	5	3	5	302	395	岡 崎
19	7	3	2	2	7	425	559	一 宮
7	1	6	-	5	2	161	204	尾 張 瀬 戸
34	16	9	3	4	4	603	783	半 田
18	10	15	4	4	7	292	380	津 島
32	12	7	7	6	1	450	560	刈 谷
9	4	1	3	-	3	344	459	豊 田
5	2	7	2	1	4	177	205	西 尾
17	10	19	3	7	10	633	756	小 牧
3	3	2	-	-	2	139	146	新 城
179	79	102	34	40	65	4,244	5,365	愛 知 県 計
18	13	8	9	3	3	322	445	(除名古屋市計) 津
35	18	5	4	5	1	373	491	四 日 市
13	4	4	1	5	14	388	523	伊 勢
7	7	5	5	1	2	237	305	松 阪
5	3	3	-	4	5	201	258	桑 名
29	21	8	3	5	4	238	292	上 野
6	4	5	1	-	5	193	294	鈴 鹿
1	1	6	3	4	1	193	241	尾 鷲
114	71	44	26	27	35	2,145	2,849	三 重 県 計
646	331	364	172	277	333	15,274	19,397	総 計

(ビール卸売業にあっては120 kℓ) 以上のもの